

【開催制限の目安等】

○令和3年8月2日（月）から31日（火）まで※今後の感染状況等を踏まえ、期間及び要請内容を変更する場合があります。

収容率：50%以内 かつ 上限人数：5,000人以下※3

開催時間：21時まで（ただし、無観客で開催される催物等を除く）

○令和3年9月1日（水）以降

感染状況等を踏まえ、改めて判断しますが、下記にご留意ください。

※参考（内容は変更となる場合があります。）

9月1日以降、緊急事態宣言が解除（経過措置へ移行）された場合は、約1か月間程度、以下の取扱いとする見込みです。この目安を超える販売は慎重に判断してください。

収容率：100%（大声なし※1）又は50%（大声あり※2）

人数上限：「5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方

※1 大声での歓声、声援等が想定されない催物の判断については、実態に照らして、個別具体的に判断されます。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能です。

※2 大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はなく、50%を超える場合があります。

（「同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない」としているのは、家族等の日頃行動を共にするグループ内であれば、催物中間隔を空けずに着席しても、感染リスクは大幅には増加しない（日頃の行動における感染リスクと比べれば捨象しうる）と考えられるためです。）

※3 上記の上限人数の基準は、令和3年8月2日までに販売された入場券等、及び8月1日までに開催されるイベントの入場券等であって、7月9日に示された目安を超えない範囲で販売された入場券等には目安を適用しないこととし、8月2日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

催物の開催に係る事前相談フロー

第2版 令和3年7月30日公開
千葉県

STEP 1 事前相談 の要否

参加者が1,000人を超える催物 又は
全国的・広域的な移動を伴う催物
ですか

事前相談対象外
です
P. 2を参照

はい

いいえ

STEP 2 業種別 ガイド ライン

催物を開催するに当たり、参照する
業種別ガイドラインは、令和2年9月
以降に改訂されていますか

事前相談が
必要です
P. 5を参照

はい

いいえ／ガイドラインがない

STEP 3 位置固定 行動管理

参加者の位置が固定されているか、
入退場や区域内の適切な行動が
確保できる催物ですか

事前相談が
必要です
P. 6を参照

はい

いいえ

STEP 4 収容率 上限

収容率上限は収容定員の100%（収容
定員がない場合は密にならない程度の距離）が
適切だと考えますか

事前相談が
必要です
P. 7を参照

はい

いいえ、50%上限（※）でよい

STEP 5 特に確認 する必要

大声・歓声等の有無について、
「特に確認が必要」（※）と判断を
されていますか（※P. 8を参照）

事前相談が
必要です
P. 8を参照

はい

いいえ

疎明資料 結果報告 が必要

収容率上限を収容定員の100%と
するためには、実績疎明資料や結果
報告が必要です

事前相談が
必要です
P. 9を参照

1. 事前相談対象外の催物：概論

対象

- ・参加者が1,000人以下の催物かつ
- ・全国的・広域的な移動を伴わない催物

※参加者が1,000人以下であって、全国的・広域的な移動を伴わない場合は事前相談不要
ただし、次頁のとおり、**チェックリスト・実績報告等の公表が必要な場合あり。**

パターン1：令和2年9月以降改訂のガイドラインがない場合

	屋内	屋外
収容率	50%以内	十分な間隔 (できれば2m)
人数上限	5,000人	

※ 収容率と人数上限のいずれか小さい方を限度とする

○必要な準備等 特になし

パターン2：令和2年9月以降改訂のガイドラインがある場合

	大声・歓声等なし		大声・歓声等あり	
	収容定員あり	収容定員なし	収容定員あり	収容定員なし
収容率	100%以内	密にならない程度の間隔	50%以内	十分な人と人との間隔 (1m)
人数上限	5,000人			

※ 収容率と人数上限のいずれか小さい方を限度とする

○必要な準備等

- ・主催者及び施設管理者が、ガイドライン遵守の旨を公表
- ・大声・歓声等なしの実績疎明資料・結果公表等（次ページ参照）

1. 事前相談対象外の催物：公表等①

公表等が必要な資料

【原則】

→下記資料をHP・SNS等で公表等してください(別紙3の*項目は適宜)。

●チェックリスト 別紙1 (注1)

1,000人以下で、収容率50%上限で開催していた催物主催者等が収容率上限100%に引き上げる場合には、別紙2・3を併用し、大声・歓声等がないことを公表してください。

●実績疎明資料 別紙2

●結果報告資料(※) 別紙3

※主催者等は、当該催物の映像・音声等データについて、催物開催から1年間保管をしてください。(注2)

【例外：問題発生時】

→感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を県・関係府省庁にご提出ください。

(注1) 「大声・歓声等なし」の催物でも、従来、感染防止の取組(業種別ガイドラインに従った取組を行う旨)のHP等による公表が必要とされているところ、別紙1 チェックリストもご活用ください。

(注2) 主催者等は、例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータについて、都道府県等、関係各府省庁等が必要時に確認できるよう、催物から1年間保管をしてください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

1. 事前相談対象外の催物：公表等②

大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- 例えば、クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、これまでも多くの場合、大声・歓声等がないと想定されることから、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、個別の態様により、大声・歓声等が出やすい場合もあり得るため、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料の公表を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1㎡に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないこととなります。

2. 令和2年9月以降改訂の 業種別ガイドラインがない場合

対象

- ・ 令和2年9月以降改訂の業種別ガイドラインがない催物

○基準

	屋内	屋外
収容率	50%以内	十分な間隔 (できれば2m)
人数上限	5,000人	

○必要な準備等

※ 収容率と人数上限のいずれか小さい方を限度とする

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を、県の事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料（企画書、レイアウト図、ガイドライン等）
- チェックリスト 別紙1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を県・関係府省庁にご提出ください。

3. 参加者の位置固定がされず、 行動管理が確保されていない場合

対象

- ・参加者の位置が固定されず、自由に移動でき、入退場や区域内の適切な行動確保が困難な催物

○基準

	間隔の維持が可能	間隔の維持が困難
取扱い	十分な 人と人との間隔 (1m)	開催について 慎重に判断

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料（企画書、レイアウト図、ガイドライン等）
- チェックリスト 別紙1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を県・関係府省庁にご提出ください。

4. 主催者等が、収容率について、 50%上限が適切だと考える場合

対象

- ・主催者等が、収容率については、50%上限が適切だと考える催物

○基準

	収容定員あり	収容定員なし
収容率	50%以内	十分な 人と人との間隔 (1 m)
人数上限	5,000人	

○必要な準備等

※ 収容率と人数上限のいずれか小さい方を限度とする

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料（企画書、レイアウト図、ガイドライン等）
- チェックリスト 別紙 1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙 3 結果報告資料を県・関係府省庁にご提出ください。

5. 収容率100%上限であるが、 疎明資料・結果報告等が不要な場合

対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、
「特に確認が必要」と判断をされていない催物

○基準

	収容定員あり	収容定員なし
収容率	100%以内	密にならない 程度の間隔
人数上限	5,000人	

※ 収容率と人数上限のいずれか小さい方を限度とする

○必要な準備等

【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料（企画書、レイアウト図、ガイドライン等）
- チェックリスト 別紙1

【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を県・関係府省庁にご提出ください。

大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料提出を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1mに2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないこととなります。

6. 収容率100%上限で、 疎明資料・結果報告等が必要な場合

対象

- 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされている催物

○基準

	収容定員あり	収容定員なし
収容率	100%以内	密にならない程度の間隔
人数上限	5,000人	

※ 収容率と人数上限のいずれか小さい方を限度とする

○必要な準備等

【事前相談】

事前相談に当たっては、主催者等は、県と相談する際に、催物開催の2週間前までに、下記資料を準備し、県が指定した資料を事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料（企画書、レイアウト図、ガイドライン等）
- チェックリスト 別紙 1
- 実績疎明資料 別紙 2 及び 映像・音声等データ*

【開催後】

催物開催後、主催者等は、2週間後～3週間後の間に、下記資料を県及び関係府省庁の窓口にご送付ください。

- 結果報告資料 別紙 3 及び 映像・音声等データ*

*例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータをご提出ください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

また、必要に応じ、催物全編ではなく、特に大声・歓声等が生じやすいと考えられる一部場面のデータをご提出いただく形や、Webで動画等を公開している場合に当該URLをご共有いただく形でも問題ありません。

*県、関係各府省庁は、データは事前相談等の確認用途のみに使用し、保管不要となれば速やかに破棄します。また、主催者等はデータを催物から1年間保管してください。必要に応じ、再度提示を求める場合があります。